

県立高等学校における物損事故に係る和解について

県管理敷地内の工作物が倒壊により発生した物損事故について、和解が成立し損害賠償の額が決定したので報告する。

記

1 事故の概要

- (1) 発生年月日
平成30年10月1日（月）午前3時から午前4時頃
- (2) 発生場所
登米市登米町寺池桜小路3
宮城県登米高等学校敷地南側
- (3) 事故の概要
登米高等学校敷地内の工作物（自転車置場）が強風のため倒れ、登米市所有の工作物（防護柵）を損傷したものの。

2 和解内容

- (1) 和解の相手方
イ 氏 名 登米市
- (2) 和解の内容
イ 内 容 示談
ロ 示談年月日 平成31年1月25日
ハ 損害賠償額 43,200円
ニ 和解内容 県は、相手方に生じた物的損害について、県の負担で原形復元することとし、相手方はその余の請求を放棄するもの。

3 知事専決処分年月日

平成31年1月17日